

警察庁丙備発第67号

保 警 環 第 9 1 号

平成27年5月13日

## 大規模災害に際しての警察及び海上保安庁の相互協力に関する協定

警察庁及び海上保安庁は、大規模災害に際し、迅速かつ円滑な応急対策の実施等に資するため、警察及び海上保安庁の相互協力に関して次のとおり協定を締結する。

警察 庁 警 備 局 長  
高 橋 清 孝

海上保安庁 海上保安監  
中 島 敏



### (趣旨)

第1条 この協定は、大規模災害に際し、警察及び海上保安庁が、それぞれの任務をより効果的に遂行するため、相互の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (情報の提供)

第2条 警察及び海上保安庁は、それぞれが収集した大規模災害に係る情報について、必要な範囲で、相互に提供するものとする。

2 警察及び海上保安庁は、前項の規定により提供を受けた情報について、第三者への提供は行わないものとする。ただし、やむを得ない事情により、第三者に提供する必要がある場合であって、当該情報を提供した機関の了承を得たときは、この限りでない。

### (施設、物品等の利用等)

第3条 警察及び海上保安庁は、迅速かつ円滑な救出救助活動、捜索活動等を確保するため、必要な範囲で、施設、物品等の利用その他の支援を行うものとする。

(警察車両による輸送等)

第4条 警察は、海上保安庁の職員、装備資機材等（以下この条において「海上保安庁職員等」という。）の被災地等への迅速かつ円滑な移動を確保するため、必要な範囲で、警察車両による海上保安庁職員等の輸送その他の支援を行うものとする。

(海上保安庁巡視船艇等による輸送等)

第5条 海上保安庁は、警察の職員、装備資機材等（以下この条において「警察職員等」という。）の被災地等への迅速かつ円滑な移動を確保するため、必要な範囲で、海上保安庁巡視船艇等による警察職員等の輸送その他の支援を行うものとする。

(海上で収容された死体等の取扱い)

第6条 警察は、海上保安庁が海上で収容し、又は引渡しを受けた死体についての迅速かつ円滑な死因及び身元の特定を確保するため、必要な範囲で、医師又は歯科医師に対する立会いの要請に係る連絡、個人識別のための資料の採取その他の支援を行うものとする。

(相互の協力)

第7条 警察及び海上保安庁は、この協定に規定されていない事項についても、必要に応じ、相互に協力するよう努めるものとする。

#### 附 則

この協定は、平成27年5月13日から施行する。